

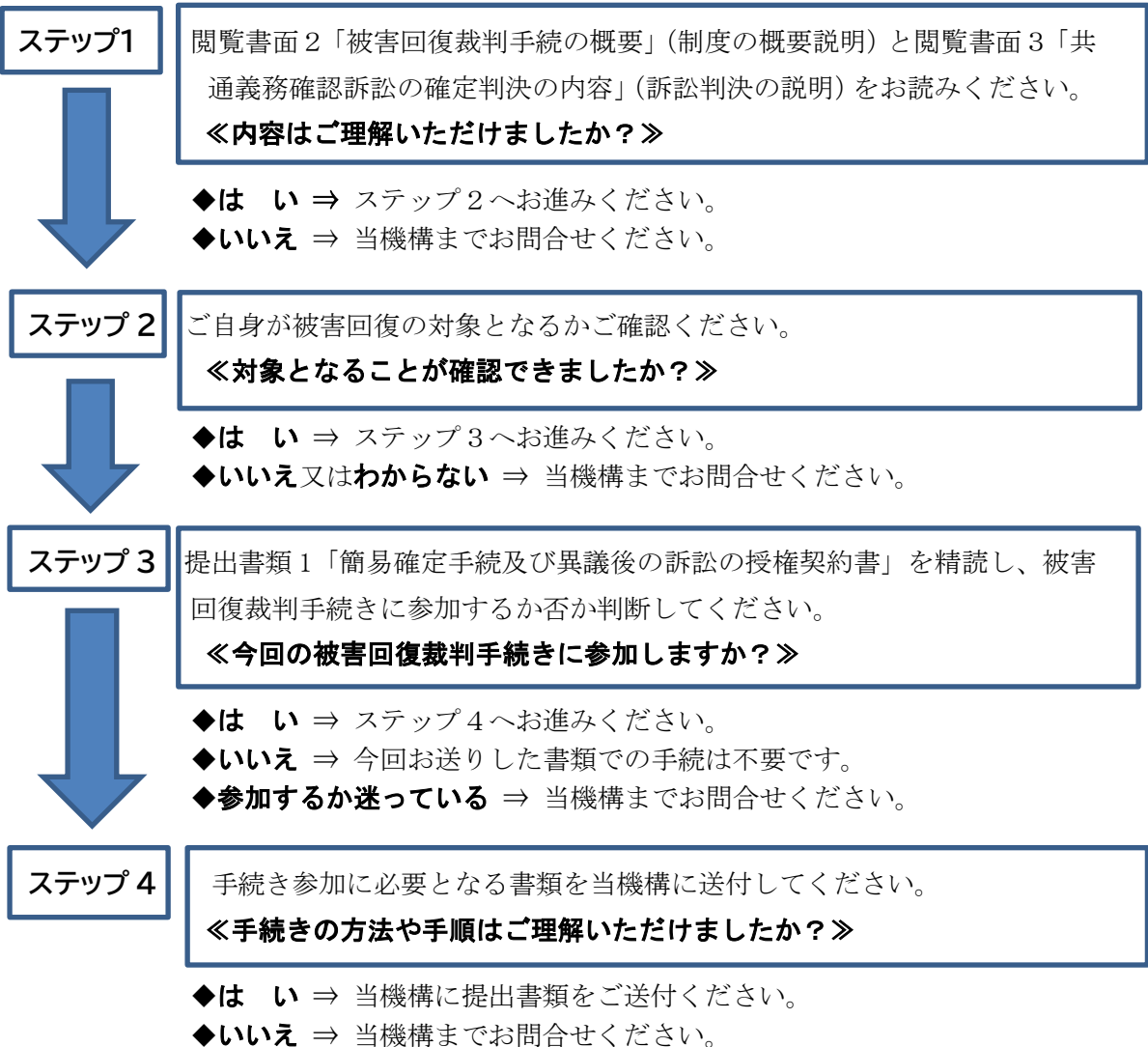
手続参加（消費者機構日本への授権）の方法

～被害を回復するために必要な手続き等のご案内～

被害回復の2段階目の裁判手続き（簡易確定手続）への参加を希望される方は、同封書類及び下記事項（手続参加までのプロセスや方法、提出書類の記載内容等）をご確認のうえ、**参加締切日である2022年3月28日(月)までに必ず提出書類をご送付ください。**

1. 書類の確認から被害回復裁判手続き参加（提出書類の送付）までのプロセス

被害回復裁判手続きへの参加のためのプロセスは次のとおりです。各ステップで不明点及び判断に迷う点等がありましたら、当機構までお問合せください。



2. 手続きに参加するためには、当機構と授権契約を結ぶ必要があります。その場合に当機構に必ず返送いただく書類について。

○下表の1～5の書類を特定記録、簡易書留やレターパック等、当機構への到達が確認できる方法でご返送ください。郵送代はご負担ください。**なお、ご返送いただいた書類は返却しませんので、必要に応じてコピーをお手元にて保管ください。**

提出書類と手続きの内容	
1	<p>■提出書類1「授権契約書」(「消費者機構日本 提出用(1枚)」の1通だけをご返送ください)</p> <p>(1) 冒頭の「委託者_____」に氏名及び【甲】欄に下記①～④を記入、押印(認印可)してください。</p> <p>①日付(授権契約書の記入日)</p> <p>②氏名(ふりがな)(※必ず自署)、住所、電話番号、メールアドレス</p> <p>③振込口座の名義人の氏名(カタカナ)、分配金の振込銀行の情報(振込銀行は「ゆうちょ銀行」か「ゆうちょ銀行以外」のいずれかを選択してご記入ください。)</p> <p>④第2連絡先(氏名・続柄・住所・電話番号・メールアドレス)</p> <p>(2) ご返送いただくのは「消費者機構日本 提出用(1枚)」の1通だけで結構です。念のため、コピーをお手元にて保管ください。</p>
2	<p>■提出書類2「授権証明書」(2通ともご返送ください)</p> <p>(1) 当機構への委任事項等を記載しています。内容をご確認のうえ、①～③を記入、押印と捨印(認印で可)をしてください。</p> <p>①日付(証明書の記入日)</p> <p>②対象消費者氏名(※必ず自署)</p> <p>③住所(提出書類4に添付していただく「本人確認書類」に記載の住所)</p> <p>(2) ご返送いただいた2通(2通ともご返送ください)のうち、1通は簡易確定手続が係属している東京地方裁判所民事20部に提出します。もう1通は異議後の訴訟に移行した場合に、その訴訟が係属する裁判所への提出用です。異議後の訴訟に移行するかについては、事前にご本人に意向を確認します。</p> <p>(3) なお、裁判所の求めに応じて授権証明書の表記の一部を変更する場合がありますので、2通にそれぞれ捨印(書面の上部)をお願いします。</p>
3	<p>■提出書類3の1「対象消費者であることを証する書面」の設問用紙</p> <p>■提出書類3の2 回答用紙 (ご返送ください)</p> <p>■提出書類3の3 証拠書類(写し)貼付用紙 (ご返送ください)</p> <p>(1) ご自身が本件の対象消費者であることを裁判所に証明するための書面です。「提出書類3の1」の設問につき、「提出書類3の2」の回答用紙にてご回答ください。また、回答用紙(表)には次の①～④、(裏)には①②④をご記入のうえ、押印(認印可)をお願いします。</p> <p>①日付(回答用紙の記入日)</p> <p>②氏名(届出消費者)(※必ず自署)</p> <p>③住所(提出書類4に添付していただく「本人確認書類」に記載の住所)</p> <p>④生年月日(西暦)</p>

	<p>(2)「提出書類3の1」の設問のⅧ～Ⅹの項目への回答は、今後、順天堂大学が行う届出債権に対する個別認否や裁判所の判断に影響する場合がありますので、慎重に回答してください。</p> <p>(3) ご自身が対象消費者であることを証する証拠書類(※)がございましたら、写しを「提出書類3の3」に貼付してください(お送りいただいた書面は返却しません)。証拠書類の原本は、本手続きのなかで必要となる場合がありますので、ご自身で大切に保管しておいてください。</p> <p>(※) 証拠書類の例：①受験票、②入学検定料を支払った振込み証書の控え、 ③その他、入学検定料を支払ったこと、受験をしたことを証するもの。</p> <p>(4)「提出書類3の2 回答用紙」と「提出書類3の3 証拠書類貼付用紙」をご返送ください。</p>
<p>4</p>	<p>■提出書類4 「本人確認書類の貼付用紙」</p> <p>ご本人を確認する書類として、下記①～⑦のいずれかの写しを貼付けてお送りください。(お送りいただいた書面は返却しません)</p> <p>①運転免許証 ②パスポート (※) ③写真付きの住民基本台帳カード ④個人番号カード (マイナンバーカード) (顔写真のある面のみで結構です。番号面は不要です。) ⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ⑥在留カード又は特別永住者証明書 ⑦健康保険証 (※)</p> <p>(※) ②⑦の写しをご提出いただく場合は、氏名・住所が確認できる下記の写しも追加で補完資料として添付してください。</p> <p>イ 住民票記載事項証明書 ロ 公共料金領収書 ハ 官公庁発行の印刷物 (納税通知書等) ニ その他上記以外で補完できる書類</p>
<p>5</p>	<p>■提出書類5「説明不要または説明を受けた旨の確認書」</p> <p>(1) 本手続き参加に先立ち、同封書面をよく読み内容を理解したので説明は不要であること、または、当機構の職員または代理人より不明点について説明を受けて内容を理解した旨を確認する書面です。</p> <p>(2) 該当箇所をチェックのうえ、日付とご署名(自署)をご記入ください。</p>

3. 提出書類のご返送及びその後のご連絡について

(1) 上記1～5の提出書類の準備ができましたら当機構までご送付ください。特定記録、簡易書留やレターパック等、到達が確認できる方法で当機構へご送付ください。郵送料はご負担ください。**なお、ご返送いただいた書類は返却しませんので、必要に応じてコピーをとりお手元にて保管ください。**

(2) 本手続き参加の締切期限(書類提出期限)は、2022年3月28日です。(必着)

- (3) ご返送いただいた提出書類の内容を当機構で点検します。内容に不備等があったときは当機構より連絡します。また、提出書類の点検の結果、今回の手続きの対象にならないと判断したときは、その理由も含めてご本人に連絡します。

特にご確認いただきたい事項

1. 当機構に授権する業務の範囲について

- (1) 本手続きに参加する方が当機構に授権する簡易確定手続開始申立事件は次のとおりです。
- 相手方：学校法人 順天堂
 - 裁判所：東京地方裁判所 民事 20 部
 - 事件番号：令和 3 年（集）第 1 号
- (2) 本手続きに参加する方が当機構に授権する業務内容は「簡易確定手続、異議後の訴訟、民事執行手続、証拠保全手続、相手方から支払いを受ける等した回収金の分配その他これらの手続に付随する一切の行為」となります。
- (3) その他、本手続きに参加する方が当機構に授権する業務の範囲の詳細は、【お手元保管】「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授権契約書」第 1 条を参照ください。

2. 「手続参加の費用」及び「債権届出後の費用及び報酬」の額並びに支払い時期と方法について

- (1) 「手続参加の費用」の額 ~手続き参加時には支払いは不要。回収金額から分配するときに控除します~
:(届出債権金額の 5%) + (試験数×1,000 円の印紙代) ※上限額

- 1 段階目の共通義務確認訴訟と 2 段階目の手続きに参加した方々の債権を裁判所に届け出るまでの当機構の費用を、手続きに参加した方々にご負担いただくものです。
- 手続き参加者の届出債権総額に占める個々の方々の債権額の割合に応じて費用をご負担いただきます。ご案内時点での予測に基づく上限額として負担割合を算定しており、実際の債権総額が想定を上回った場合には、再計算の上、お一人当たりの負担割合を低くします。一方で、債権総額がこれを下回った場合でも上記の負担割合を変更する（負担割合を高くする）ことはいたしません。（費用・報酬規程第 3 条）（授権契約書第 3 条 (1)）

○ただし、当機構と授権契約を締結の上、裁判所に債権届出を行ったものの、その後の裁判所での手続きの結果、分配できる金員がない方(例えば、請求が認められない場合)でも、上記(届出債権金額の 5%と試験数×1,000 円の印紙代)はご負担いただきます。あらかじめご了承ください。(授権契約書第3条(1)②)

- 上記額には印紙代（試験数×1,000 円）を含めていますが、裁判所での 2 段階目の手続きの結果により、ご負担いただく印紙代の金額が低くなる場合があります。

(2)「債権届出後の費用及び報酬」～手続き参加時には支払いは不要。回収金額から控除します～
:分配額の20%(上限額)

- 当機構が2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出た後、順天堂大学からの認否があります。認否に不服があり当機構が認否を争えば、裁判所が債権額を決定します。債権額決定後、順天堂大学から支払いを受けて当機構が皆様に分配します。これら一連の手続の費用と当機構の報酬の合計額が「債権届出後の費用及び報酬」です。
(費用・報酬規程第4条)(授權契約書第3条(2))
- 分配額の20%を上限にご負担いただきます。最終的にご負担いただく額は、2段階目の手続きの進行をふまえ決定します。(授權契約書第3条(2))

(3)支払いの時期・方法

- 「手續参加の費用」及び「債権届出後の費用及び報酬」は、2段階目の手続きに参加する段階で当機構にお支払いいただく必要はありません。2段階目の手続きの結果、順天堂大学からの回収金を当機構が皆様に分配する際に、「手續参加の費用」並びに「債権届出後の費用及び報酬」の合計額を控除する方法をとります。
- ただし、本手続きに参加したものの、裁判所での2段階目の手続きの結果、分配する金員がない方でも、「手續参加の費用」はお支払いいただきますので、ご了承ください。
(授權契約書第3条(1)②)

3. 簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約の締結を拒絶又は解除する場合の理由

- (1) 当機構が、簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約の締結を拒絶する場合は以下の通りです。
 - ①本手続きへの参加を申し出た者が、必要な書類や契約書を提出しない場合。
 - ②本手続きへの参加を申し出た者が、【お手元保管】「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」に定める費用や報酬の負担を拒否する場合。
 - ③当機構が定めた手續参加の締切り期日を経過した後に、参加の申し出があった場合。
 - ④本手続きへの参加を申し出た者が反社会的勢力であり、その活動の一環として委託をしているなど、不当な利益を得るために委託をしている場合。
 - ⑤簡易確定決定で全部又は一部の棄却とされたところ、当機構(債権届出団体)としても妥当な結論であり、それを覆すのが難しいと判断している場合であり、簡易確定決定に対し、本手続きへ参加した者の異議を申し立てることについて、当機構との間で判断が相違したまま合意が得られる見込みがなく、今後の信頼関係が維持できない場合。
- (2) その他、簡易確定手続又は異議後の訴訟の授權契約を解除する場合の理由については、【お手元保管】「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」第6条を参照ください。

4. 授權契約の終了に伴う清算について

本手続きに参加した方が当機構との授權契約を終了する際の清算は次のとおりです。

- (1) 債権届出をする前の解除: 本手続きに参加した方から受領した金員がある場合は、当機構はその全額を返金します。

(2) 債権届出をした後の解除

- ①当機構の責めに帰すべき事由がなく本契約が終了するときは、当機構は本手続きに参加した方に手続参加のための費用を請求することができるものとします。
- ②当機構の責めに帰すべき事由がなく本契約が終了するときは、当機構は本手続きに参加した方と協議の上、本件業務の処理の程度に応じて、手続参加のための費用の全部並びに債権届出より後の費用及び報酬の全部若しくは一部を請求することができるものとし、又は未払の民事執行手続の費用、異議後の訴訟に関連する証拠保全の費用、異議後の訴訟の費用及び着手金の一部を請求することができるものとします。ただし、清算のための費用は本手続きに参加した方の負担とします。

(3) その他、授權契約の終了に伴う清算についての詳細は、【お手元保管】「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」第7条をご参照ください。

5. その他ご留意いただきたい事項

- (1) 電話での問合せ対応時間は平日の10:30～16:30です。
- (2) eメールやFAXでの問い合わせも受付けていますが、返信・回答に数日を要する場合があります。
- (3) 万が一、提出書類の送付が提出期限までに間に合わない場合は、事前に当機構までご連絡ください。
- (4) 2段階目の手続きも裁判手続きです。順天堂大学から回収できる金員は2段階目の手続きの結果によりますので、必ず支払いが受けられるわけではありません。
- (5) 本手続きに参加した場合は、入学検定料等（一般A方式・一般B方式・センター独自併用が各6万円、センター利用が4万円、送金手数料、出願書類郵送料）については、他の手続きで順天堂大学に請求することができなくなります。本手続きに参加しない場合は、他の手続きで順天堂大学に請求することは妨げられません。
- (6) 2段階目の手続きに参加し、債権届出をした後に当機構への授權を撤回した場合は、届出債権の取下げがあったものとみなされますので、本手続きにて順天堂大学から入学検定料等の返還を受けられる対象者ではなくなります。

また、**債権届出後に当機構への授權を撤回した場合でも、「手続参加の費用」はお支払いいただくこととなります。(授權契約書第7条2(1))**

- (7) 2段階目の手続きで順天堂大学が個別に支払うべき金額が決定されますが、これに不服がある場合は異議を申し立てることができます。この場合は届出をした消費者又は授權を受けた特定適格消費者団体（消費者機構日本）を原告とする裁判手続き（異議後の訴訟）で金額が決定されます。
- (8) 2段階目の手続きに参加するか否かはご自身の任意のご判断です。参加しないことを選択される場合、当機構への連絡や書類の送付等の必要はありません。

以 上